

第59号議案

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年9月29日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市尾西生涯学習センターにおいて、一般の利用に供する会議室を追加することに伴
い、使用料の額を定めることを市長に申し出るため、本案を提出します。

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成17年一宮市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1尾西生涯学習センターの項中

「

| | | | |
|----|-------|-------|-------|
| 5階 | 会議室A | 1,050 | 1,160 |
| | 会議室B | 1,260 | 1,680 |
| | 会議室C | 1,260 | 1,680 |
| | 会議室D | 1,370 | 1,790 |
| | 会議室E | 1,680 | 2,210 |
| | 会議室F | 840 | 950 |
| | 料理実習室 | 2,100 | 2,730 |
| | 日本間A | 420 | 420 |
| | 日本間B | 630 | 740 |

」を

「

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 2階 | 会議室G | 2,310 | 2,840 |
| 5階 | 会議室A | 1,050 | 1,160 |
| | 会議室B | 1,260 | 1,680 |
| | 会議室C | 1,260 | 1,680 |
| | 会議室D | 1,370 | 1,790 |
| | 会議室E | 1,680 | 2,210 |
| | 会議室F | 840 | 950 |
| | 料理実習室 | 2,100 | 2,730 |
| | 日本間A | 420 | 420 |
| 日本間B | 630 | 740 | |

」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1に規定する一宮市尾西生涯学習センター会議室Gの使用に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成17年一宮市条例第55号）新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>別表第1（第7条関係） 尾西生涯学習センター及び同西館施設使用料 （単位 円）</p> <p>【別記1 参照】 備考 略</p> | <p>別表第1（第7条関係） 尾西生涯学習センター及び同西館施設使用料 （単位 円）</p> <p>【別記1 参照】 備考 略</p> |

【別記1】

現行

| 区分 | | 午後5時までの4時間以内 | 午後5時から午後9時までの4時間以内 |
|--------------------|-------|--------------|--------------------|
| 尾西生涯 学習セン ター | 5階 | | |
| | 会議室A | 1,050 | 1,160 |
| | 会議室B | 1,260 | 1,680 |
| | 会議室C | 1,260 | 1,680 |
| | 会議室D | 1,370 | 1,790 |
| | 会議室E | 1,680 | 2,210 |
| | 会議室F | 840 | 950 |
| | 料理実習室 | 2,100 | 2,730 |
| | 日本間A | 420 | 420 |
| | 日本間B | 630 | 740 |
| 6階 | 略 | | |
| 同西館 | 略 | | |

改正案

| 区分 | | 午後5時までの4時間以内 | 午後5時から午後9時までの4時間以内 |
|--------------------|-------|--------------|--------------------|
| 尾西生涯 学習セン ター | 2階 | | |
| | 会議室G | 2,310 | 2,840 |
| | 5階 | | |
| | 会議室A | 1,050 | 1,160 |
| | 会議室B | 1,260 | 1,680 |
| | 会議室C | 1,260 | 1,680 |
| | 会議室D | 1,370 | 1,790 |
| | 会議室E | 1,680 | 2,210 |
| | 会議室F | 840 | 950 |
| | 料理実習室 | 2,100 | 2,730 |
| 日本間A | 420 | 420 | |
| 日本間B | 630 | 740 | |
| 6階 | 略 | | |
| 同西館 | 略 | | |

第60号議案

一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年9月29日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市開明公民館の新設を市長に申し出るため本案を提出します。

一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年一宮市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表一宮市小信中島公民館の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|---------------|
| 一宮市開明公民館 | 一宮市開明字柳苗代1番地1 |
|----------|---------------|

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

一宮市公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年一宮市条例第18号）新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--------------------------------------|
| <p>第1条 略</p> <p>2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記1 参照】</p> | <p>第1条 略</p> <p>2 略 【別記1 参照】</p> |

【別記1】

現行

| 名称 | 位置 |
|-----------------|----|
| 一宮市小信中島公民館 略 | |

改正案

| 名称 | 位置 |
|--------------------------------|----|
| 一宮市小信中島公民館 略 | |
| 一宮市開明公民館 一宮市開明字柳苗代1番地1 略 | |

一宮市青年の家条例を廃止する条例の制定について

一宮市青年の家条例を廃止する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年9月29日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市青年の家を平成27年4月1日付で廃止する条例を市長に申し出るため、本案を提出します。

一宮市青年の家条例を廃止する条例

一宮市青年の家条例（昭和41年一宮市条例第2号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正）
- 2 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例（昭和39年一宮市条例第5号）の一部を次のように改正する。
第2条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第58号までを1号ずつ繰り上げる。

一宮市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正
する等の規則の制定について

一宮市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する等の規則の
制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年9月29日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市青年の家を平成27年4月1日付で廃止することに伴い、一宮市青年の家条例施行規則を廃止するとともに、青少年育成課に引き続き青少年教育に関する事務を委任するため、本案を提出します。

一宮市教委規則第 号

一宮市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する等の規則

(一宮市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 一宮市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(平成20年一宮市教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる」を「青少年教育に関する」に改め、同条各号を削る。

第3条中「前条各号」を「前条」に改める。

(一宮市青年の家条例施行規則の廃止)

第2条 一宮市青年の家条例施行規則(昭和41年一宮市教委規則第1号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(第1条関係) 一宮市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則 (平成20年一宮市教育委員会規則第1号) 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 次に掲げる事務については、これを処理する権限を副市長に委任する。</p> <p>(1) <u>青年の家の施設の使用の許可に関する事務</u></p> <p>(2) <u>青年の家の施設及び設備の経常的な管理に関する事務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、青年の家の業務の運営に関する事務</u></p> <p>(報告)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条各号に掲げる事務の処理に関し必要があると認めるときは、副市長に対して必要な報告を求めることができる。</p> | <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 青少年教育に関する事務については、これを処理する権限を副市長に委任する。</p> <p>(報告)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条に掲げる事務の処理に関し必要があると認めるときは、副市長に対して必要な報告を求めることができる。</p> |

第63号議案

一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年9月29日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市尾西運動場テニスコートの使用料金を一部変更する本案を市長に申し
出るため、本案を提出します。

一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年一宮市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

| 区分 | 施設名 | 使用料 |
|------|------|--------------|
| 照明設備 | テニス場 | 1面1時間につき400円 |

」を

「

| 施設名 | 区分 | 使用料 |
|------|--------|--------------|
| テニス場 | テニスコート | 1面2時間につき600円 |
| | 照明設備 | 1面1時間につき400円 |

」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成27年4月1日以後のテニス場に係る使用について適用し、同日前のテニス場に係る使用については、なお従前の例による。

一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年一宮市条例第59号）新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| 別表第1（第6条関係） 一宮市尾西運動場 【別記1 参照】 備考 略 | 別表第1（第6条関係） 一宮市尾西運動場 【別記1 参照】 備考 略 |

【別記1】

現行

| 区分 | 施設名 | 使用料 |
|------|--------|--------------|
| 照明設備 | テニスコート | 1面1時間につき400円 |

改正案

| 施設名 | 区分 | 使用料 |
|--------|----|--------------|
| テニスコート | | 1面2時間につき600円 |
| 照明設備 | | 1面1時間につき400円 |

第64号議案

一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の
制定について

一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定につ
いて別紙案を添えて教育委員会の審議に付します

平成26年9月29日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市尾西運動場の陸上競技場の使用時間を変更するため、本案を提出します。

一宮市教委規則第 号

一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年一宮市教委規則第24号)
の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア 陸上競技場

(ア) 1月1日から4月30日まで及び11月1日から12月31日まで 午前9時から午後5時まで

(イ) 5月1日から10月31日まで 午前9時から午後7時まで

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1号アの規定は、平成27年4月1日以後の陸上競技場の使用について適用し、同日前の陸上競技場の使用については、なお従前の例による。

一宮市民運動場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年一宮市教育委員会規則第24号）新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(使用時間)</p> <p>第2条 市民運動場の使用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の理由があると認めるときは、使用時間を変更することができる。</p> <p>(1) 一宮市尾西運動場</p> <p>ア 陸上競技場 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> | <p>(使用時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 陸上競技場</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 1月1日から4月30日まで及び11月1日から12月31日まで 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 5月1日から10月31日まで 午前9時から午後7時まで</p> |

一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の設置及び管理に関する
条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年9月29日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

現在の実務状況に合わせるため、本案を提出します。

一宮市教委規則第 号

一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年
一宮市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 勉学意欲があると認められる者

(3) 修学のための経済的支援の必要があると認められる者

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条第1号中「傷病等」を「停学又は休学」に改め、同条第3号及び第4号を削り、
同条第5号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とし、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一宮市一宮・木全・オアシスマ奨学金の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年一宮市教育委員会規則第1号）新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(奨学生の資格等)</p> <p>第2条 奨学金の支給を受ける生徒（以下「奨学生」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者で、教育委員会の決定を受けたものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学力優秀、品行方正及び身体強健である者</u></p> <p>(3) <u>経済的な理由により修学が困難である者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(成績表の提出)</p> <p>第9条 奨学生は、毎学年末に成績証明書を教育委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>(異動の届出)</p> <p>第10条 略</p> <p>(奨学金の支給の停止)</p> <p>第11条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の支給を停止することができる。</p> <p>(1) <u>働遊等のため成業の見込みがないとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>学業成績又は品行が著しく不良となったとき。</u></p> <p>(4) <u>正当な理由がなく、休学又は退学をしたとき。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(帳票)</p> <p>第12条 略</p> | <p>(奨学生の資格等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勉強意欲があると認められる者</u></p> <p>(3) <u>修学のための経済的支援の必要があると認められる者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(異動の届出)</p> <p>第9条 略</p> <p>(奨学金の支給の停止)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) <u>休学又は休学のため成業の見込みがないとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(帳票)</p> <p>第11条 略</p> |

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年9月29日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて教育委員会の議決を求め
るため、本案を提出します。

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

1 一宮市の基本的な考え方

国の示している「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づいて取扱う。

2 一宮市における結果の公表

一宮市における公立小中学校の学校別の調査結果、市全体の調査結果の数値による公表をしない。

7. 調査結果の取扱い

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、具体的に配慮すべき点は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況について市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことは可能であること。また、例えば、教育事務所単位の状況を公表するなど個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法で、(エ)に基づき公表することは、それぞれの判断において可能であること。
- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした調査結果の公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に7.(5)ア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成26年9月29日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

| 受付 番号 | 申請者 | 行事名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可 基準 |
|----------|---|---------------------|---------|-----------------------------|------|-----|----------|
| 6 | グラウンドワーク 一宮実行委員会 委員長 さかきばら じょう 柳原 讓 | 第16回「大江川ク リーン作戦」 | ・大江川の清掃 | 11月8日(土) 雨天時 11月9日(日) | 大江川 | 無料 | (6) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

| 受付番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可基準 |
|------|---|-----------------------|--|--|------------------------|----------------------|------------|
| 28 | 愛知県女子体育連盟 会長 すげうらさちえ 杉浦早智恵 | 平成 26 年度愛知県女子体育連盟研究大会 | ・県下の女性体育指導者が一堂に会し、研究発表・研究協議を通して体育指導上の問題点を究明し、指導力の向上を図る。 ・参加対象者 女子体育連盟会員および参加希望者 約50名 | 11月8日(土) | 一宮スポーツ文化センター | 無料 | (6) |
| 29 | 木曾川凧あげまつり 実行委員会 実行委員長 かに けいひこ 司見 幸彦 | 第 10 回木曾川凧あげまつり | 木曾川河川敷で凧あげまつりを行い、小学生等による自作の凧もあげて楽しむ。 一般・小学生等 400名 | 平成27年 1月18日(日) | 笠松町民米野運動場 岐南町民グラウンド | 無料 | (6) |
| 30 | 特定非営利活動法人 メタセコイアの森の仲間たち 代表理事 こうざん けんた 興膳 健太 | 清流王国郡上・冬休み こどもキャンプ | ・郡上の自然のなか、都市と郡上の子どもが一緒に集団キャンプを行うことで見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活のあり方や公衆道徳などの望ましい体験を積む。 ・雪遊び アウトドアクッキング、キャンプファイヤーなど、子どもが主体となり、何をするか考える。 ・2泊3日 ・東海地方在住の小学1年生から小学校6年生 ・135名 | 12月23日(祝・火)~12月25日(木) 12月27日(土)~12月29日(月) 平成27年 1月4日(日)~ 1月6日(火) | 母袋温泉・アウトドアイン 母袋スキー場 | 有料 2泊3日 26800円 | (4) (6) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

| 受付番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可基準 |
|------|--|------------------------------|------------------------------------|---|---|------------|------------|
| 39 | ラボ・あらかわパーティ テューター 荒川 明美 | ハロウィンフェスタ～歌って踊ってからだで英語を楽しもう～ | 歌やお話を通して英語や英語圏の文化を楽しむイベント | 10月26日(日) | 138タワーパーク 野外ステージ | 無料 | (6) |
| 40 | アートドッグズ138 実行委員会 代表 草田 克己 | 野外アート展 アートドッグズ138 vol.8 | 犬をモチーフとしたアート作品の展示 | 10月1日(水) ～ 10月31日(金) | 本町商店街 銀座通商店街 一宮市役所旧庁舎 | 無料 | (6) |
| 41 | 一般財団法人 言語交流研究所 ヒンポファミリークラブ 代表理事 神原 陽 | 子育て応援企画「親子で参加できるワークショップ」 | 多言語の自然習得と国際交流の理論及び実践活動に基づいたワークショップ | 10月24日(金) 11月1日(土) 11月6日(木) 11月8日(土) | 10月24日、 11月1日 名古屋文理大学文化フォーラム 11月6日・8日 iビル | 無料 | (4) (6) |
| 42 | 一宮友の会 総リーダー 伊藤 蓉子 | 家事家計講習会 | 家計簿や子育てについて考える講演会や展示 | 11月8日(土) 11月11日(火) | iビル 会議室 | 有料 300円 | (6) |
| 43 | 千秋“桜守ワーク”の会 代表 坂本 吉三 | 桜守ワーク | 愛知県一宮総合運動場内の清掃活動 | 11月30日(日) | 愛知県一宮総合運動場 | 無料 | (6) |
| 44 | 特定非営利活動法人日本次世代育成支援協会 代表理事 鷲津 秀樹 | 「依存症」セミナー | ギャンブル・ネット等の依存症について対処法などの解説 | 10月16日(木) | iビル 一宮市民活動支援センター | 無料 | (4) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

| 受付番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可基準 |
|------|---|--|--|------------------------|-----------------------------------|------------|--------------------|
| 45 | 一宮市 市長 たが かずお 谷 一夫 | 一宮市安全なまち づくりフォーラム | 市民一人ひとりの防犯意識高揚を図るとともに、自分たちのまちを自分たちで守るための活動を推進し、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すためのフォーラム | 12月6日(土) | 一宮市民会館 | 無料 | (1) (6) |
| 46 | 家庭倫理の会一宮 市 会長 おおい やすこ 大橋 ヤスコ | わくわく子育てセミナー | 楽しい子育てをテーマに、和やかな家庭づくりをめざすセミナー | 10月25日(土) | 一宮市民会館 会議室 | 有料 200円 | (6) |
| 47 | イタリアフェア 2014 実行委員会 委員長 たけ ひであき 牧 秀和 主催 一般社団法人まちこ ん一宮、一宮市 | イタリアフェア 2014 ～世界は友だち！ 東北復興の願いととも に～ | 東北の復興を願い、支援を受けている世界の国々に感謝を表し、さらに友好を深めることを祈念して行うフェア | 10月18日(土) 10月19日(日) | 本町商店街周 辺 | 無料 | (1) (5)ウ (6) |
| 48 | 社会福祉法人コスモ ス福祉会 理事長 やまだ さちお 山田 祥男 | 第25回コスモス祭り | 施設利用者と地域の方々とのふれあいを目的とした祭り | 11月23日 (祝・日) | 彦田公園 | 無料 | (4) (6) |
| 49 | 笑音楽座 代表者 なご のりこ 伊達 典子 | アルミ缶コンサート 第7弾ウクレレ・ボー ドピリアンBARON | ウクレレや各種金管楽器や打楽器を駆使した演奏等老若男女が楽しめるショー | 12月23日 (祝・火) | 療育サポート プラザ チャ イブ内「多目 的室」 | 無料 | (6) |
| 50 | 一宮地域母親大会 実行委員会 実行委員長 たけし よしこ 高橋 芳子 | 第32回一宮地域母 親大会 | 平田和香氏による講演 歴史をつなぐ「満蒙開拓 は」 | 11月9日(日) | ファッションデ ザインセンタ ー | 有料 500円 | (6) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

| 受付番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可基準 |
|------|--------------------------------------|----------|-----------------------|------------------------|---------------|-----|------|
| 51 | コーラスフェスタ実行委員会 実行委員長 なほし 高橋 とし子 | コーラスフェスタ | コーラスグループによる 合唱の発表会 | H27年 2月11日 (祝・水) | 尾西グリーン プラザ | 無料 | (6) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

| 受付番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可基準 |
|------|---|----------------------------|---|---------------------|--------------|-------------------------|--------------------|
| 22 | 愛知県一宮総合運動場 場長 ながいしげと 永井成人 主催 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団 | 小・中学生のための陸上教室 | 小・中学生を対象に小学生は、短距離・投てき・跳躍種目、中学生は、短距離・長距離・跳躍種目の内容で実施する。 | 10月25日(土) | 愛知県一宮総合運動場 | 1名 500円 | (4) (6) |
| 23 | 尾西商工会 会長 おがさわらかつひろ 小笠原勝博 | 第13回尾西もみじウォーキング大会 | コースに一宮市尾西歴史民俗資料館(第14回もみじまつり会場)を始め、史跡・旧跡等市の施設を巡る。 | 11月22日(土) | 一宮市尾西プール発着 | 一般 200円 中学生以下100円 | (3) (6) |
| 24 | 一宮市スポーツ少年団 本部長 かとうかずよ 加藤一也 | 第6回一宮市スポーツ少年団軟式野球交流大会 | 平成26年度一宮市スポーツ少年団登録単位団による軟式野球大会 | 10月4日(土)～11月3日(祝・月) | 大野極楽寺公園野球場ほか | 1チーム 3,000円 | (3) (6) |
| 25 | 愛知県伝実行委員会 実行委員長 いながき ゆたか 稲垣 裕 構成団体 一般財団法人愛知県陸上競技協会 東海テレビ放送 | 愛知万博メモリアル第9回愛知県市町村対抗駅伝競走大会 | 2005年に開催された「愛知万博」のメモリアルイベントを通じ次世代へ語り継ぐと同時に、愛知県内各市町村の交流、市町村合併後の一本化への促進、県民意識の高揚と県民スポーツの振興を主目的として実施する。区間と距離:11区間(小学生から一般)32.9km 参加チーム:愛知県内全市町村54チーム チーム編成:各市町村1チーム | 12月6日(土) | 愛・地球博記念公園 | 無料 | (4) (5)イ (6) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

| 受付 番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可 基準 |
|----------|---|------------------------|--|---------------------|-----------------|-----------------|------------|
| 26 | 一宮市ソフトボール協会 会長 <small>いわむらしんじ</small> 岩村進次 主催 愛知県ソフトボール協会 | 第35回愛知県中学生女子ソフトボール新人大会 | 学校単位または地域単位で編成された中学生女子チームによるトーナメント戦 | 11月15日(土)～11月22日(土) | 奥町公園野球場・ソフトボール場 | 1チーム 11,000円 | (7) |
| 27 | 尾張アストロペー スボールクラブ 代表 <small>いいたまさし</small> 飯田正志 主催 一般社団法人全日本少年硬式野球連盟 | 第4回一宮市長杯争奪中日本ブロック秋季大会 | 全日本公式野球連盟中日本ブロックに所属の24チームによるトーナメント戦。全国大会(グランドチャンピオン大会)予選会。 | 10月26日(日)～11月9日(日) | 一宮市営球場 ほか | 1チーム 25,000円 | (4) (6) |